

---

平成20年 第4回 芦屋町議会定例会会議録（第4日）

平成20年12月15日（月曜日）

---

議事日程（4）

平成20年12月15日 午前10時00分開会

- 第1 町長提出議案 第82号 芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 町長提出議案 第83号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 町長提出議案 第84号 芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第85号 芦屋町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第86号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 町長提出議案 第87号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について
- 第7 町長提出議案 第88号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第8 町長提出議案 第89号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）について
- 第9 町長提出議案 第90号 平成19年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第10 町長提出議案 第91号 平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第11 町長提出議案 第92号 平成19年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について
- 第12 町長提出議案 第93号 平成19年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第13 町長提出議案 第94号 平成19年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第14 町長提出議案 第95号 平成19年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について
- 第15 町長提出議案 第96号 平成19年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
- 第16 町長提出議案 第97号 モーターボート競走用艇購入契約の締結について
- 第17 町長提出議案 第98号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約変更の協議について

- 第18 議員提出議案 芦屋町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について  
第 3 号
- 第19 議員提出議案 芦屋町議会会議規則の全部を改正する規則の制定について  
第 4 号
- 第20 請 願 精神障がい者の福祉施設の確保に関する請願書  
第 2 号
- 第21 町長提出議案 芦屋町教育委員会委員の選任同意について  
第 99 号
- 第22 決 議 案 芦屋町緊急経済対策の推進決議（案）について  
第 2 号
- 

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人  
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸  
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛  
13番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明徳
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第82号から日程第20、請願第2号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続審査の申し出書が提出されておりますので、局長にこれを朗読させ、報告にかえます。

局長に朗読を命じます。局長。

[朗 読]

---

報告第5号

平成20年12月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

議案第82号 芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第83号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第85号 芦屋町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第86号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

- 議案第87号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、原案可決  
議案第88号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案可決  
議案第89号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）について、原案可決  
議案第90号 平成19年度芦屋町一般会計決算の認定について、原案認定  
議案第91号 平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、原案認定  
議案第92号 平成19年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について、原案認定  
議案第94号 平成19年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について、原案認定  
議案第95号 平成19年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について、原案認定  
議案第97号 モーター艇競走用艇購入契約の締結について、原案可決  
議案第98号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約変更の協議について、原案可決
- 

報告第6号

平成20年12月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

- 議案第87号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、原案可決  
議案第90号 平成19年度芦屋町一般会計予算の認定について、原案認定  
議案第93号 平成19年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について、原案認定  
議案第96号 平成19年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について、原案認定  
請願第2号 精神障がい者の福祉施設の確保に関する請願書、採択
- 

平成20年12月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「受付事務に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

-----  
平成20年12月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出します。

記

議案第84号 芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、審議不十分のため  
「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅  
に関する件」「芦屋町の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する  
件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」  
「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施  
策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議  
規則第70条の規定により申し出ます。

-----  
平成20年12月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」  
及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規  
則第70条の規定により申し出ます。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読が終わりました。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

日程第1、議案第8~2号から日程第20、請願第2号までの議案及び請願について、順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

5番、岡夏子。議案第90号について、第90号の平成19年度芦屋町一般会計決算の認定について、反対討論を行います。

19年度の一般会計の決算の中身について、議員と町三役の期末手当に関して40%加算支給されていることに、反対の立場から決算認定に反対するものです。この決算手当の加算については、20年以上も前に国会議員においては法整備の上支給されていますが、地方議員にはその根拠もない中で条例によって支給されています。この問題が数年前新聞報道などされたことから、全国的に点検され、廃止されたり削減をされております。

郡内3町では、水巻町が近年削減して20%に統一されておりましたが、県内では桂川町が廃止し、ほかの自治体でも20%以下に削減されております。芦屋町では今年3月議会において、特別職や議員の報酬額及び加算割合について削減された議案が上程されました。内容は、議員報酬月額が削減され、それでもなお郡内では一番高い月額報酬ではありましたが、加算については近隣に合わせた20%の削減でした。当該委員会審議において、町の財政状態や議会の自助努力として賛成の立場を主張しましたが、費用弁償のみ削減という修正案で議決しました。この見直し案については、町民のみで編成された報酬特別審議会の答申に基づき提出されたものと思っております。

厳しい財政、経済情勢の現状では、来年以降税収入の大幅削減などにより歳出削減がより一層強く求められているところです。これまで地方財政が厳しくなる中、議員報酬や加算割合について近隣市町では見直しにより削減されてきました。芦屋町においても19年の選挙により、19年度も3名の定数削減ということで、先日決算審議の折の報告では1,000万円の削減ということで報告は受けましたが、この議員報酬についての減額そのものの見直しは、芦屋町では

20年以上行われておりません。ちなみに、現行において議員のみの年間の総額対比においては、郡内で水巻町と比較しますと約40万円、岡垣町とは45万円、遠賀町にあっては70万円の開きがあります。これでは町民の理解を得られるものではないと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。本日提案されております町長議案の95号平成19年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

既に私は一般質問の中で、いろいろなことをして、今回わかっていると思いますから、以下述べる2点についての根拠から、この認定については反対です。

一つ目は、競艇施設の特別会計の中で、現在町は集中改革プランの一環として、競艇施設の貸付収入の未収金残高の目標は17億円と定めております。しかし、先日の一般質問の中では、この17億円が22億円になっているではないか、今後はどうであるかということに対しまして、まだこの22億円を超えているというご回答でした。この点におきましては、余りにも目標としている数値からかけ離れて、同時にこの金額が増加するということについては、非常に執行部、我々議会も含めてですけど、責任があるという立場から1点目の根拠としております。

2点目としては、やはり一般質問の中でご回答がありましたが、未収金の22億円の延滞利息は民法上から町の弁護士に問い合わせたところ、協議がなければきちんと利子の請求金額を明確にして会計決算に明示することと、執行部で答えられています。実際この決算書にはそれがない。結果としては、これは民法違反というのが明確に執行部も認めている中で、これを認定してくれということであれば、議員としては認定できませんと。

以上、2点のことから、95号議案に対して反対をいたしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。議員提出議案第3号に対して、意見をもって賛成討論を行います。

条例案の第18条、傍聴の取り扱いでは、委員長の許可を得た者が傍聴することができるとなっておりますが、これは当時の自治省が示した標準委員会条例に示される制限国会制の立場です。しかし、現在の町議会では、住みよい町づくりにするために、町民の生活に直接かかわる問題を審議しています。審議内容を明らかにし、住民の自由な議会の傍聴を実現することは、議会を民

主的に改革し、住民が主人公の地方政治を実現していく上で欠かせないものです。そういった点から、議会改革の立場から原則公開を進める自治体がふえてきております。芦屋町におきましても、条例の運用の中で原則公開という立場で対応されることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第82号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第82号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第83号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第83号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第84号について、委員長報告は継続であります。

次に、日程第4、議案第85号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第85号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第86号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第86号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第87号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方

の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第87号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第88号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第88号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第89号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第89号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第90号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第90号は原案を認定することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第91号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第91号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第92号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第92号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第93号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第93号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第94号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第94号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第95号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第95号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第96号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第96号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第97号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第97号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第98号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第98号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議員提出議案第3号について、採決をいたします。原案を可決することに賛成の方の举手をお願いします。

[举 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議員提出議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議員提出議案第4号について、採決をいたします。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議員提出議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、請願第4号について、採決をいたします。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第2号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり再付託することとしたいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

---

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されていますので、これを日程に追加し、局長に議案の朗読をさせた上、町長及び決議案の提出者に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に朗読を命じます。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

新たな追加議案は人事案件ですので、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆さんにおかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第99号の芦屋町教育委員会の選任同意につきましては、安高吉明氏の任期が平成21年1月29日をもって満了となりますので、安高氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

安高氏は、平成12年3月17日に教育委員に就任され、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

次に、3番、田島議員の提案理由を。

○議員 3番 田島 憲道君

田島憲道でございます。決議案第2号の緊急経済対策の趣旨を説明いたします。

このたびの米国発の金融危機は、急激な速さで世界経済を震撼させているところです。回復は三、四年後とまで言われる状況に、政府もこの急速な景気悪化に敏感に対応し、雇用対策や企業の資金繰り支援などの総額23兆円規模の生活防衛のための緊急対策を実施すると発表いたしました。

内定取り消し、派遣労働者の中途解約、大手企業の操業停止や会社更生法申請の報道に、芦屋町も対岸の火事とはいかない状況です。地元芦屋町でもトヨタの若宮工場で働いている方も多くいます。天下のトヨタの栄華もつかの間でした。今では、ある友人ですが、去年新築の家を建てたことに後悔して、残業がなくなり12万円も所得減の状況に、想定外ですと頭を抱えています。大手のサラリーマンでもこんなせっぱ詰った思いで切実な状況であり、皆さん、この芦屋町で働く人々、地場産業はなおさらのことであります。商店街をごらんください。夜の飲食店はどうでしょうか、この中でどれぐらいの方がお昼でも夜でもいいです、町内で食事に出かけていることでしょうか。

そこで、芦屋町でも思い切った景気対策を打ち出し、この不況を官民一体となり力を合わせて乗り切らなければならないとの思いで、この緊急経済対策を議員提案として提案いたしました。ぜひ満場一致で決議していただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第21、議案第99号は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいまから採決を行います。日程第21、議案第99号について、採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、原案に同意することと決定いたしました。

採決を終わります。

次に、日程第22、決議案第2号につきまして、質疑を行います。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

1番、辻本です。今、田島議員より緊急経済対策の提案がなされました。この中で、具体的に5項目書いてあります。5項目の内容を少し、付託が総務文教委員会ではないと思いますので、ご説明願います。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

いろいろ下段の具体的実施内容については、皆さんの賛否があると思います。後ほど委員会の場でご意見賜りたいと思っています。

まず、5項目の説明をさせてください。

一つ目の芦屋町独自による地域振興券の発行ですが、これは景気対策として、各自治体や商工会などの団体が取り組んでいる例が多いのですが、先日も熊本県菊池市で10%公費負担した地域商品券を発売しました。わずか8日間で1億円分を完売したと報道がありました。現在、商工会が5%プレミアムの商品券を発行していますが、全国的にも10%の例が多い、これは行政の施策として取り組み、「町民の暮らし応援券」などの共通商品券を発行して、商工業者、農業、漁業、病院等、だれでもどこでも利用できるようにすれば、全町域にお金が循環することになり、経済効果は大きいと思います。財源はどうするかっていうことですが、予備費や財政調整基金などを充当する、これは過去に、平成15年度に一度実施しているからできるはずだと思います。

2つ目です。公共事業の年度を越えた前倒し発注、平成21年度の町単独の事業に対しての発注分を本年度末に前倒しして発注することで、建設業に与える影響は大きいと思います。落札率が下がった分を充当すれば、財源的にも問題はないと思われます。

3つ目の入札制度の短期見直しによる、町内業者優先の取り扱いについてです。これは、皆さんがものものしく感じいらっしゃる方もいらっしゃるでしょうが、入札制度は本年6月に大幅に見直しがなされました。指名競争入札においては、3分の1は町外業者が加わることになり、

町内の建設業者の参画機会の減少と競争の激化によって、取引高が減少している傾向にあります。この6月以降の指名競争入札では、23件中、町内業者は9社、全体の37%です。町外が14社、63%という実態であります。これは、時限立法でも構いません。雇用の確保を図る点からも可能な限り、町内業者への優先発注を行うべきだと思います。また、北九州市では、地場業者を優先させるために、総合強化方式という方法で、地元の雇用者数やボランティア活動による地域貢献度など点数を計上し、評価していると聞きます。これは、芦屋町でも集中改革プランの中で来年度より一部実施となっていますが、これをスピードィに実施してほしいと思います。

4つ目の芦屋町制度融資の貸付限度額の増額及び貸付利息の補てん率の拡大、これは、現在の町制度融資は、商工業者のみの貸付となっており、これを農・漁業者に拡充し、貸付限度額も今設備資金が700万円以内が、これを1,000万円以内、運転資金300万円以内を500万円以内と拡大、及び町の利息の補てん率も拡大する。中小企業対策としてこれを実施すれば、町内の商工業及び農・漁業者の経営に大きな効果を及ぼすことになるでしょう。

最後ですが、農・漁業者に対する燃料緊急補助金の創設。いっときの燃料の急激な高騰は大変農・漁業者に大打撃を与えました。今値下がりしてきたとはいえ、軽油については依然高い水準ということです。漁獲・収穫高は例年より悪い状況で、動けば動くほど赤字が出るという最悪な状況が続いている。こちらも喫緊の問題でありますので、早期に補助金支給による農・漁業の経営安定を図るべきだと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

私も担当委員会ではないので、ちょっと二、三質問をいたします。

1番目の町独自での地域振興券の発行、今、田島議員よりご説明を受けましたが、このいわゆる芦屋町の商工会でも今出されている商品券ですね、5%のプレミアムがついた。こういうのはほかの自治体でも行われていて、先ほど説明があったように、そのうちの5%、10%とかいうのを自治体が負担すると、そういうのをいろんな報道によって私も承知していますが、先ほど説明の中で、11年度は芦屋町でもやられているということがあったので、（「15年」と呼ぶ者あり）15年度、その15年度、芦屋町がやられたこの町独自というのは、私ちょっと理解しにくくて、例えば先ほど説明があった一部を、10%とか20%を町が補助するということと、町が独自であるということ、いわゆる共同でやるっていうことと町独自、ここら辺がちょっとわかりにくいんです。この文章でいきますと、町が独自にやる、でもその中では商工業者とかいろんな協力を得てやるということも含まれているのかどうかということがちょっとわかりにくいので、

その1点と。

あと5番目の燃料緊急補助金の創設、これは私もよく記憶が定かじやないので、これ国のほうでもこの燃料補助金に関してはされていると思っておりましたが、その国等がされているのかどうかと、もしわかれればどういった補助がされているのか、その2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

なかなか細かいところを突いていらっしゃいますけど、これは要望であって、やるやらないかは町長が決めていただくということですから、後は委員会の場でちょっと慎重審議していただきたいと思っております。よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

いや、別に突っ込んで困らせようということではありません。全体としてはもちろん町ができる限りの支援なりフォローなりする必要が私もあるらうかと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、当委員会で審議がされることではないと思われたので、あえて求めました。

この1項目と5項目に関しては、もちろん全部入ってますので、この中でやれることやれないことというのは、今後これが可決すれば出てくるとは思いますが、ちょっと参考までにお尋ねしたような状況です。もうご回答がなければこれ以上質問ができませんので、終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんでしょうか。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

提案者の方には質問ではないんですが、先ほど……

○議長 横尾 武志君

いや、川上議員、提案者に質問です。

○議員 7番 川上 誠一君

いや、ちょっと1点だけ、これは内容を見ますと、公共事業の問題とか入札問題とか、そういった部分がありまして、それを常任委員会付託決議案としておるもののは民生産業委員会というふうにしていますので、ただ、中身に関しては企画とか財政の部分とか、そういう部分に相当入っていく部分があると思いますけど、これをうちの民生産業委員会だけに付託していいんでしょうか、そういう点をちょっと事務局の方に伺いしたいんですが、後の関係がありますんで。

○議長 横尾 武志君

局長。

○事務局長 磨田 育生君

議会事務局としての判断は、緊急経済対策ということで、このようなことをしていただきたいという趣旨でございましたので、産業振興という観点から民生産業常任委員会に付託が相当だと判断をいたしました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を打ち切ります。

日程第22、決議案第2号につきましては、お手元に配付のとおり、民生産業常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前11時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

民生産業常任委員長に、審査結果の報告を求めます。益田議員。

[朗 読]

報告第7号

#### 民生産業常任委員会付託議案審査結果報告書

1、決議案第2号 芦屋町緊急経済対策の推進決議（案）について  
本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審議した結果、原案を一部修正の上、採択すべきものと決定しました。

削除 本文、8行目、そこで、「下記の」及び「記 以下 緊急に町が実施するよう決議する。」を削除する。以上報告します。

平成20年12月15日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

○議長 横尾 武志君

民生産業常任委員長に対する質疑を許します。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

委員長にお尋ねいたします。修正提案されました決議案の修正内容について、審議の中でどのような考え方でそのようになったかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○民生産業常任委員長 益田美恵子君

本来この疲弊している芦屋町の緊急経済対策については、執行部のほうから真剣に取り組んで、私たち議会に提出すべきものでございますが、今回このように出ておりますので、委員会といたしましても一つ一つの項目については大変問題も大きいところでございますので、各常任委員会に閉会中の継続審査の中に、この緊急対策のものが両委員会にまたがって入っておりますので、閉会中に真剣に委員会として議論をやって、もうこの5項目はきょう皆様の前で発表されているわけですから、当然わかっておりますので、この問題について各常任委員会で継続の中で審議をしていくということで決議いたしました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。日程第22、決議案第2号について討論を許します。貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

2番、貝掛でございます。芦屋町緊急経済対策の推進決議（案）の提案に対しましての賛成討論をいたします。

まずもって、民生産業委員会の委員の皆様方においては、このたびの議案を慎重審議していた

だいたいことに深く感謝を申し上げます。このたびの金融恐慌はバブル経済崩壊後の不況をしのぐ勢いで日本経済に大打撃を与えております。芦屋町においても住民の方々を初め中小零細企業の経営者の方々、農・漁業者の方々は生活し得るに非常に厳しい環境にあるのが現状でございます。先ほど田島議員が提案いたしました5項目がいずれも具体的かつ喫緊の課題であるということで、私は評価いたします。

また、ただ単に緊急経済対策を要望するという決議案であれば抽象的であり、余りにも執行部任せではないかと感じる次第でございます。確かに、予算の編成、執行権は執行部にございます。議会としては、執行部が提出した予算、決算、条例の改定などの議案を慎重審議することや行政のチェック機関としての役割は大変重要なことでございます。しかしながら、議案提起のほとんどが執行部側から行われ、議員提案はごく限られていることが地方議会の批判的となっております。執行部の提出した議案を慎重審議する行政のチェック機関の役割を果たす、それに加え具体的な施策を提案していくことが、今後の地方議会に求められるものではないかと私は考えます。今の芦屋町を何とかしないといけない、この気持ちは議員の皆様方同じであると思います。

このたび田島議員は勇気ある決断をしまして、具体的な施策を決議案として提出しております。何度も言いますが、この具体的5項目は喫緊の課題でございます。閉会中の委員会で付託する猶予はないものと考えます。議員の皆様方には修正案ではなく原案に賛同していただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮ります。日程第22、決議案第2号について、委員長報告は原案を一部修正の上採択であります。よって、修正部分について採決をいたします。修正案について、賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、委員会の修正案は採択されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決をいたします。修正部分を除く原案について、賛成の方の挙手をお願いします。（発言する者あり）修正議決した部分を除く原案

について、原案に賛成かどうか。

○事務局長 磨田 育生君

上の部分だけ、上の部分について賛成かということ。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

決議案が委員会に付託をされて、そして委員会で慎重審議をした結果、修正案で委員会を通って本会議にかけられたと。こうやりますと、今議長が議会にかけた修正案、賛成か、あるいは原案賛成か、これはないんじゃないですか、委員会にかけたわけですから、議会に提案されたものを委員会にかけて、慎重審議をしてもらった。そして、委員会で出てきた。それで、採決を取るわけですから、それが賛成か反対か、いわゆる委員会にかかったものを賛成か反対か、それだけでいいんじゃないですか。そうしないと混乱を招くんじゃないんですか。

○事務局長 磨田 育生君

説明申し上げます。

修正は一部でございますので、削除するという委員会の修正案でございますので、その部分について初めお聞きしたわけでございます。それは賛成多数で通りました。そうしたら、上の部分、原案の上の部分についてはまだ採決をいたしておりませんので、上の部分について採決をお願いしたわけでございます。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

それならかけ方が違うんじゃないの、提案の仕方が。いわゆる2段階でかけるからこんなふうになるんじゃないんですか。だから、委員会では下の部分は削除しましたから、それをもって委員会の可決項目といたします。賛成か反対か、それでいいんじゃないですか。

○事務局長 磨田 育生君

委員会修正の一部の部分の修正につきましては、議事録を見ましてもすべてが修正をされた部分についてまず問い合わせ、その次に残った部分について再度問い合わせというふうになっておりますので、当然修正した部分を認めるかどうかという分の問い合わせを、採決を行うわけでございます。残りの部分について、ですから修正の何もないところについてまだご同意をいただいているので、その部分について……

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 9番 本田 哲也君

言い方が非常にわかりにくい。だから、最初に、要するに削除するかどうかということで賛否をとったからいいと、そしたら、その次は削除をしとるので削除したもの除去した残りのものを賛否を取ります、賛成の方と言うんだったらわかりやすいんだけども、修正をしてからというと、修正じゃなくてもう削除してるんだから、削除したものの残りについても賛成の方っていうことやったら、非常にもうみんなすぐわかるんよ。

○事務局長 磨田 育生君

言葉の表現がですね、申し訳ございません。

○議員 9番 本田 哲也君

もう少しあかりやすく言ってもらったほうがいい。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

いや、ちょっと待って。そういうことで、再度。

○事務局長 磨田 育生君

それでは、削除した残りの部分について賛成かどうかということでお願いします。

○議長 横尾 武志君

削除した残りの部分について賛成かどうか。（発言する者あり）

お諮りします。削除した部分を除く残りの部分に賛成の方は手を挙げて。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、削除した部分を除く原案は採択しました。これでよろしいですか。

以上で採決を終わります。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成20年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたしました。長い時間のご審議、お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

---